

奈良県指定特定非営利活動法人制度の概要

2024年4月

奈良県 県民くらし課

奈良県指定特定非営利活動法人制度とは？

奈良県が定めた基準に適合した特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）を条例で指定し、指定されたNPO法人（指定特定非営利活動法人。以下「指定NPO法人」といいます。）に対して寄附をされた県民の皆さんが個人県民税の税額控除等が受けられる制度です。

奈良県指定NPO法人になると…



指定NPO法人のメリットは、

①県民からの寄附を受けやすくなります。

奈良県の指定NPO法人に寄附をした県民が市町村へ申告を行うと、個人県民税の税額控除が受けられるため、寄附促進につながります。

②認定NPO法人になるための要件の一つである、PST（パブリックサポートテスト）要件を満たすことができます。（認定NPO法人になると、さらに大きな税制優遇が受けられます。）

個人の寄附者のメリットは、

奈良県指定NPO法人に寄附をすると、寄附をされた年の翌年の1月1日現在、奈良県内に住所を有している場合、市町村への申告により、寄附金額から2,000円を引いた額の4%が個人県民税から税額控除されます。（総所得金額の30%が上限です）

所得税の確定申告とは別に、市町村への申告の必要があります。

また当該NPO法人が、市町村の条例でも指定されている場合には、さらに6%が個人市町村民税から税額控除されます。

◇奈良県の指定を受けた場合の寄附金控除の例◇

（概算で計算した事例ですので、実際の控除額とは異なる場合があります。）

奈良県の指定NPO法人に「1万円」の寄附をした県民の方の例です。

●個人県民税の税額控除…320円
（10,000円－2,000円）×4%＝320円

※さらに寄附した方が居住している県内市町村の条例においても指定されているNPO法人であった場合

●個人市町村民税の税額控除…480円

（10,000円－2,000円）×6%＝480円

計 320円＋480円＝800円

奈良県指定NPO法人になるには

「奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例」（平成25年3月奈良県条例第69号。以下「手続条例」といいます。）により指定の申出を行います。



申出の後、審査で手続条例に定める指定基準の各要件に適合していると認められれば、「奈良県指定特定非営利活動法人等を定める条例」（平成28年12月奈良県条例第25号。以下「指定条例」）の改正議案が提案されます。

奈良県議会で「指定条例」案が可決、公布されると、奈良県の指定NPO法人として効力が生じます。

奈良県の指定基準について



指定NPO法人となるために必要な基準は以下のとおりです((1)の基準に適合し、(2)のすべてに該当しないこと)

(1) 奈良県内に主たる事務所を有するNPO法人であり以下の基準に適合すること。

《公益要件》次の①～④をすべて満たすこと。

①寄付金に関する基準

実績判定期間(※)において、次の(ア) (イ) (ウ) のいずれかに適合すること。

(ア) 実績判定期間内の経常収入金額のうち、寄付金等収入額が占める割合が10%以上であること。

(イ) 3,000円以上(各事業年度毎の総額)の寄附をした人数が、実績判定期間中、年平均50人以上であること。

(ウ) 1,000円以上(各事業年度毎の総額)の寄附をした人数が、実績判定期間中、年平均100人以上であること。

+

②ボランティア・協働に関する基準

次の(ア) (イ) のいずれかに適合すること。

(ア) 事業活動に携わった、氏名等を把握しているボランティアスタッフが実績判定期間内の各事業年度毎にのべ100人以上であること。

(イ) 協働の実績について、行政や他の団体との協働事業が実績判定期間内の各事業年度毎に1回以上あること。

+

③事業活動の周知・広報に関する基準

次の(ア) (イ) (ウ) のいずれかに適合すること。

(ア) インターネットを通じて事業活動を公開している。

(イ) 会報誌を定期的に発行し、会員以外にも配布・閲覧の対応をしている。

(ウ) 一般人を対象にしたセミナー等を実績判定期間内の各事業年度毎に4回以上実施している。

+

④事業の継続性の基準

継続性のある事業活動を行っている。

+

《運営要件》

次の①～⑦をすべて満たすこと。

① 事業活動において、公益的な活動の占める割合が50%以上であること。

② 運営組織及び経理が適切であること。

③ 事業活動の内容が適正であること。

④ 情報公開を適切に行っていること。

⑤ 各事業年度において、事業報告書等を所轄庁に提出していること。

⑥ 法律違反、不正行為、公益に反する事業等を行っていないこと。

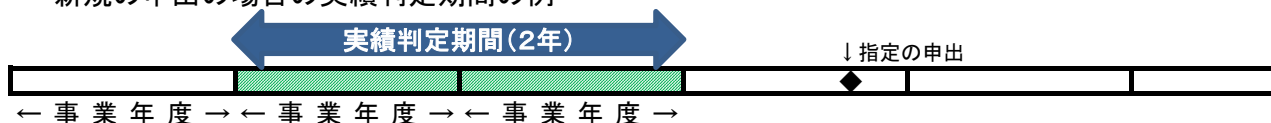
⑦ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

(※)実績判定期間について

指定NPO法人の指定基準を審査する対象となる期間を実績判定期間と言います。

指定の申出をしたNPO法人の直前に終了した事業年度の終了の日以前5年(初めて指定を申し出た場合は2年)以内に終了した各事業年度のうち、最も古い事業年度から直前に終了した事業年度終了の日までの期間となります。

新規の申出の場合の実績判定期間の例



(2) 次の欠格事由に該当しないこと

1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 指定NPO法人が指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定NPO法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 特定非営利活動促進法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、奈良県暴力団排除条例の規定等に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 暴力団の構成員等

2 指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの

3 その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反しているもの

4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの

5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの

6 次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団

イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

指定のための手続の進め方

事前相談の申込

指定NPO法人の指定を受けるためには、多くの確認事項、留意事項がありますので、申出書を提出される前に相談してください。

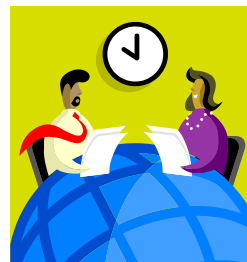
事前相談は予約制となっていますので、下記あて電話にてご予約ください。

相談窓口：奈良県 県民くらし課 協働推進係
奈良市登大路町30(奈良県庁1階)
電話： 0742-27-8715(ダイヤルイン)

相談時間：月曜日から金曜日(年末年始・祝日を除く)

9:00～12:00、13:00～17:00

※ サマータイム等により開庁時間の変更があった場合は変更されることがあります。



申出書の提出

事前相談の後、指定基準に適合していると思われる場合は申出書を作成し、奈良県県民くらし課へ提出してください。

申出書の提出期限は設けていませんが、審査及び条例改正手続に一定の期間が必要です。

また、受付時期により手続期間が変わりますのでご注意ください。

審査について

提出書類の審査には2～3ヶ月程度かかります。

また、審査にあたっては必要に応じ、聴き取り調査や法人事務所での実態確認を行いますのでご協力ください。

指定条例手続について

審査の結果、基準に適合すると認められると、NPO法人の名称、主たる事務所等を広く県民に明らかにするため、指定条例を改正する議案を、奈良県議会へ提出する手続が開始されます。

指定NPO法人としての効力が生じるのは、指定条例が奈良県議会で可決され、条例が公布・施行された日からとなります。

指定条例手続は、奈良県議会の開催時期に従って行いますので、受付、審査決定時期により指定の手続が完了するまでの期間が異なります。

指定の有効期間等

指定条例が奈良県議会で可決され公布・施行された日から、指定の効力が生じます。

指定の有効期間	指定の効力を生じた日の属する月の翌月初日から起算して5年間
---------	-------------------------------

指定の更新について

指定の有効期間は5年間ですので、引き続き指定を受けるには、指定の有効期間が終了するまでに更新の手続きをする必要があります。

更新の申出は、指定の有効期間の終了する日の9ヶ月前から5ヶ月前までに申出書等を奈良県県民くらし課へ提出してください。

更新の手続きについても、指定条例改正手続が必要となるため、指定同様に4～6ヶ月程度の時間がかかりますので、更新をお考えの場合は、お早めに書類の作成・提出をお願いします。

なお、更新の際には、更新の申し出前5年間が実績判定期間となります。



奈良県指定NPO法人がしなければならないこと

情報の公開

(書類の備置・閲覧及び県への提出)



指定NPO法人は、以下の書類を事務所に備え置き、手続条例で定められた書類について閲覧請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いてその事務所において閲覧させなければなりません。(個人の住所又は居所に係る記載の部分は閲覧の対象外) また、毎事業年度毎に条例に定められた書類を県へ提出しなければなりません。

指定NPO法人における作成書類等一覧

書類	備置	閲覧	県提出
事業報告書等			
事業報告書	○	○	事業年度 終了後 3月以内
計算書類(活動計算書、注記、貸借対照表)			
財産目録			
年間役員名簿			
社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面			
役員名簿			
定款等(定款、認証及び登記に関する書類の写し)			
指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	○	○	指定申出時
寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	○	○	
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程(※1)	○	○	事業年度 終了後 3月以内
前事業年度の収益の明細等下記の事項を記載した書類	○	○	
収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	○	○	提出不要
資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項	○	○	
次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項	○	○	事業年度 終了後 3月以内
収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引	○	○	
役員等との取引	○	○	
寄附者(当該指定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	○	○	
役員等に対する報酬又は給与に関する次の事項を記載した書類 ア 役員等に対する報酬又は給与(イに係る部分を除く。)の支給の状況 イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	○	○	
支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	○	○	
海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	○	○	
運営組織及び経理に関する基準(表決権に係る部分を除く。)、事業活動に関する基準(事業費に関する部分を除く)、情報公開に関する基準、法令違反等に関する基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類	○	○	
助成金の支給の実績を記載した書類	○	○	支給後遅滞なく
寄附者名簿(指定申出用(※2))	○	×	指定申出時
指定申出書	○	×	
指定申出書の添付書類のうち上記に含まれていないもの	○	×	

(※1)既に知事に提出されている書類の内容に変更がない場合は、提出不要

(※2)税控除資料としての寄附者名簿は別途作成し、毎年市町村への提出が必要です

寄附金に関する事務

指定NPO法人においては、寄附金税額控除の制度が円滑に運営されるよう、次の事務を行います。

① 申告についての周知

寄附者が寄附金控除を受けるためには、寄附者の居住している市町村の税務担当窓口へ申告する必要がありますので、その旨を寄附者に対して周知してください。

② 寄附金受領証明書の交付

寄附を受けた際、申告に必要な下記の内容を記載した「寄附金受領証明書（領収書）」を寄附者に交付してください。

「寄附金受領証明書」に記載が必要な内容

寄附者の氏名・住所

受領した寄附金額

受領年月日

受領した法人の名称・主たる事務所の所在地・電話番号

③ 寄附金控除の確認資料となる寄附者名簿の作成、提出

毎年1月1日から12月31日の期間に受領した寄附について、寄附者の氏名・住所・寄附金額・受領年月日を記載した「寄附者名簿」を、寄附者の居住する県内の市町村別に作成しなければなりません。

作成した寄附者名簿は、該当する市町村の税務主管課に、寄附を受領した年の翌年の1月31日までに送付してください。

その他

認定NPO法人の申請について

認定NPO法人の申請の窓口は、奈良県となります。

○奈良県の指定NPO法人となったことをPST要件として認定NPO法人の申請をされる場合は、個別に指定する条例で指定の効力が発生した日以降に行ってください。

○市町村の条例指定を受けたことをPST要件として認定NPO法人の申請をされる場合は、各市町村の条例で指定の効力が発生した日以降に行ってください。

※市町村における条例指定制度の実施については各市町村でご確認ください。

市町村における条例指定NPO法人となった後、奈良県の指定を希望する場合

奈良県指定NPO法人の申出を行う場合には、再度奈良県に対して指定の申出を行い、手続をしていただく必要があります。

奈良県 県民くらし課
協働推進係

〒630－8501
奈良市登大路町30

電話 0742－27－8715
FAX 0742－27－9574
E-mail kvoudou@nvn.pref.nara.jp